

第三項に規定する特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかるわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚部にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭、教諭又は講師となることができる。（外国において授与された免許状を有する者等の特例）

第十八条 外国（本州、北海道、四国、九州及び文部科学省令で定めるこれらに附属する島以外の地域をいう。以下同じ。）において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、教育職員検定により、各相合における、前項中「外国」とあるのは、特別支援学校の教員の免許状を有する者であつて、当該免許状の授与を受けた後、外国（）と、「各相当の免許状を授与する」とあるのは、「その有する特別支援学校の教員の免許状に各相当の新教育領域を追加して定める」と読み替えるものとする。

第十九条 削除

（その他の事項）

第二十条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第三項若しくは第五項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。

二 第七条第一項又は第二項の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行したとき。
偽りその他不正の手段により、免許状の授与若しくは特別支援教育領域の定め又は教育職員検定を受けた者も、前項と同様とする。

第二十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼保連携認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となつた者も、前項と同様とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万元以下の過料に処する。

一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせざり、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第二項（第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附 則

1 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学校部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合は、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかるとおり、当該学校の前期課程若しくは後期課程又は当該中学校部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免

号 番	第一欄	免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第五項ただし書の規定にかかるわらず、免許状を授与することができる。		
		第二欄	第三欄	第四欄
基 础 資 格				
許るて受与は付りに規条第又一法施 状免いけを授又交よ定の二は条第行	欄 第 二	欄 第 三	欄 第 四	5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。 表の第三欄及び第四欄によるものとする。
状免る掲欄第ちた得を資基す規欄第 に許各げに二、のし取格基礎に一				
こす修いに大學ちた得を資基す規欄に と	欄 第 一			

二	一	
イ 下「専門学校」 （明治三十六年 令第六十一号） による専門学校 と以に勅令	旧教員免許令によ る中学校高等女学 校教員免許状、高等 等女学校教員免 状又は実業学校教 員免許状を有する こと。	旧教員免許令によ る中学校高等女学 校教員免許状、高等 等女学校教員免 状又は実業学校教 員免許状を有する こと。
状免二論校中 許種の教学	状免二論校中 許種の教学	類の 種
三	一 ○	年在最す要をこすを証者責証実旨し勤績な良し員の学係 数職低ると必とる有明の任明務のた務で成好てと教校る
一 ○	一 ○	数単最す要を必

備考	五	四	三
いう。)のうち修業年限四年以上の学校を卒業したこと。	イ 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有すること。	ロ 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位を有すること。	と。
と。口 旧学位令によること。	イ 修業年限四年の教員養成諸学校を卒業したこと。	ロ 修業年限四年以上の専門学校を卒業したこと。	
許種の教学高状免一諭校等	許種の教学高状免一諭校等	状免二諭校中許種の教学	
一	五		
一〇	一〇		一〇

第三欄の学校の教員についての同欄の実務記述

明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。(附則第九項及び第十七項の表の場合においても同様とする。)

二 この表の第二号の口及び第四号の口に掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部科学省令で定める者を含むものとする。

6 臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができる場合に限り、第九条第三項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会規則での有効期間を六年とすることができる。

7 療養助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十三条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受け

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかるわらず、旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対する授与することができる。	9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかるわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。	第一欄 所要資格 受けようとする免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 第三欄 第四欄
			第一欄 所要資格 受けようとする免許状の種類	
し職助教任習げ欄てに含等校支び課の育（等ちしを基礎すに第 て員け務論すするに第おむ。部の援特程後学等、た取資る規 良とるをのる担実掲一い）を高学別及期校教校高の得格基定欄	得修ていおに学大ちのたし得取を格資基礎するす定規に欄二第 欄四第			

るに第年ニ 実閑実掲一以 地す習げ欄上九	こ有資認以とが学文としてをるに習げ欄てに含課の育(等ハ と。す格め上同こ大部又る卒修学閑実に第おむ。程後学等学 るをると等れ臣科はこ業め科す業係実掲一い)を期校教校高	るの準定一百育学専学 こと。す号士るに第十第教 攻科す
三	六	
○一	○一	

備考

の経験を有すること。

一 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第二欄に掲げる「短期大学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

三 第三欄に掲げる「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部科学省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定め

四 前項の表二の項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、同表第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。同項の規定による教育職員検定により当該一種免許状の授与を受けた者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭の教科についての二種免許状は、第五条第一項の規定にかかるわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四年法律第十六号）による國立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護

教諭養成所」という。）を卒業した者に対して授与することができる。

それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）。以下この項及び附則第十八項において「認定こども園法一部改正法」という。附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなみ幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

五 养護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことのある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかるわらず、その勤務する学校（幼稚園及び保育園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるものの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

六 この表の規定により栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三表に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、第四欄中「〇」とあり、及び「八」とあるのは、「二」と読み替えるものとする。

七 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十八

項において「認定こども園法一部改正法」という。附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなみ幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

八 第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の一表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

教 諭	養 容	類	第一欄		第二欄		第三欄		第四欄		備考
			資 格	要 所	基 础	資 格	定	資 格	資 格	定	
狀	許	免	受 け よ う と す る 免 許 状 の 種	格	資	要	所	基 础	資	格	定
狀	養	容									
一											
14											
15											
16											
17											
18											

備考		二		三		四	
		二		三		四	
一	別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。						
二	この表の規定により栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三表に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、第四欄中「〇」とあり、「八」とあるのは、「二」と読み替えるものとする。						
18	児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学生の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基						

基礎資格を有するものに対し教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定ことも園法部改正法の施行の日から起算して十五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。

小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

附 則（昭和二十四年一月三〇日法律第二二六号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年五月一三日法律第一九九号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年七月三〇日法律第九二二号）
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月三〇日法律第九二二号）
この法律は、公布の日から施行する。
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この法律は、昭和二六年三月三一日法律第一一三号）
この法律は、公布の日から施行する。

関係法律の整理に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十九号）による改正前の施行法（以下「旧施行法」という。）の規定により小学校中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の仮免許状の授与を受けている者、旧免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭にあつては昭和三十五年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十八年三月三十一日まで、高等学校の教員にあつては昭和四十二年三月三十一日まで、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の規定にかかわらず、それぞれ、当該仮免許状に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。

この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する小学校、中学校又は幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者及び同日までに、文部省令の定めるところにより、旧法第六条別表第四に規定する小学校、中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和三十八年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかるが、それぞれ、当該所要資格に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。

この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めると認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかるが、その職にあつては、高等学校教諭の免許状の授与を受けることができる。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う

附 則（昭和二九年六月三日法律第一五八号）
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う

第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	
				第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格
高等学校教諭二級普通免許状	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状			中学校又は高等学校の教諭の二級普通免許状	中学校又は高等学校の教諭の二級普通免許状
第二欄 に規定する基礎資格	第三欄 に規定する基礎資格	第四欄 に規定する基礎資格	第五欄 に規定する基礎資格	第六欄 に規定する基礎資格	第七欄 に規定する基礎資格
第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	第六欄 第四欄 に規定する基礎資格
第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	第六欄 第四欄 に規定する基礎資格
第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	第六欄 第四欄 に規定する基礎資格

第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	第六欄 第四欄 に規定する基礎資格
第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	第六欄 第四欄 に規定する基礎資格
第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	第六欄 第四欄 に規定する基礎資格
第一欄 所要資格 免許状の種類	第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 に規定する基礎資格	第四欄 第二欄 に規定する基礎資格	第五欄 第三欄 に規定する基礎資格	第六欄 第四欄 に規定する基礎資格

備考
二の表より、
一言之交、
鶴之交又は巣鷺之交

一 この表により、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第六項の規定を、前二項の規定に該当する者については、第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。

二 新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。

三 新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。

四 この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年以上の専門諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ。）旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び專攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

五 この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

六 前三項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合においては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれその下欄に規定する年数」とあるのを

〔通算して、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者にあつては十三年、高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者にあつては十四年〕と読み替えるものとする。

七 所要資格の項第三欄に掲げる教員（養護教諭において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。）

八 この法律の施行の際、現に高等学校の助教諭の職にある者又は高等学校助教諭免許状を有する者で高等学校の講師の職にあるものは、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十二年三月三十一日までは、その職にあることができる。

九 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第五条第五項たゞし書の規定にかかわらず、同項たゞし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

一〇 新法第六条第二項別表第三又は同項別表第五により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法第五条第三項若しくは同法附則第四項又は前項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときには、新法第六条第二項別表第三の表の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄中「五」とあるのを「一〇」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「九〇」と、同法第六条第一項別表第五の表の高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状の項第二欄中「三年以上」とあるのを「六年以上」と読み替えるものとする。

一一 第三项に規定する所要資格に関しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五条別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五条第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。

一二 この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞ

11 れの学校の教諭の一種免許状又は一種免許状の授与を受けることができる。

新法第六条第二項別表第三により、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の二種免許状を受けようとする者が、新施行法第一条第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二条第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六条第二項別表第三のそれぞれの学校の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。

新法第六条第二項別表第三により、幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき、又は小学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の幼稚園又は小学校的教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

新法第六条第二項別表第三により小学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者で小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、同表の小学校教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「五」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

第十一項から前項までの規定の適用を受ける者に対する新施行法第七条第二項の規定の適用

15 について、同項の表第六号下欄中「一二」とあるのを「一三」と読み替えるものとする。

新法第六条第三項別表第四により中学校教諭の一種免許状又は二種免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により中学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第一条第一項の表の第二号に掲げる者若しくは同法第二条第一項の表の第六号、第九号、第十号、第十六号、第十七号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る中学校助教諭の臨時免許状の交付若しくは授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の中学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する科目十単位及び教職に関する科目三単位は既に修得したものとなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

16 新法第六条第三項別表第四により高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により高等学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第二条第一項の表の第二号、第三号、第六号、第十号、第十九号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の高等学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する科目十五単位及び教職に関する科目三単位は既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

17 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下この項において「新免許法」という。）別表第七により特別支援学校の教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法別表第一又は別表第七により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新免許法別表第七の一種免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。

18 新法第六条第二項別表第六により二種免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けている者であるとき、又は同

第二十項又は第二十一項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習についての助教論の臨時免許状を有する者にそれぞれの一種免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この一種免許状を授与された者にそれぞれの専修免許状を授与する場合についても同様とする。

附 則（昭和三六年五月一九日法律第八七号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月八日法律第一二二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第四条第五項第一号の改正規定、同法附則第三項の改正規定、同法附則第三項の次に一項を加える改正規定、同法別表第一の備考第二号及び第四号の改正規定（中学校教諭免許状に係る教科の改正に関する部分に限る）。並びに附則第二項、附則第四項、附則第六項及び附則第七項の規定（以下「中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定」という。）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現にこの法律による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号。以下「施行法」という。）の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者は又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作的教科について中学校の教員の免許状の交付を受けている者は、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、この法律による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画工作的教科についての中学校の教

員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術の教科についての中学校の教員の免許状とみなす。

3 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する图画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する图画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けている者は、この法律の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、新法若しくは施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けていたり旧法に規定する图画又は工作の教科についての高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術又は工芸の教科についての高等学校の教員の免許状とみなす。

4 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百五十八号。以下「改正法」という。）附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭（講師を含む。以下この項、次項及び附則第七項において同じ。）の職にあることができる者で、現に旧法に規定する图画工作の教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができるものとする。

5 この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する图画又は工作的教科の教授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することができるものとする。

教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き、新法第五条第一項本文の規定にかかるわらず、同法に規定する中学校教諭の技術の教科についての二種免許状を授与することができる。

中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作又は職業の教科の教授を担任しているもののうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法に規定する技術の教科の教授を担任することができるものとする。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年一二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 年三月三十一日までの間、新法別表第三、別表第六又は別表第七の規定によりこれらの中の第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの表の第三欄に定める最低在職年数を満たしている者である場合について、なおその効力を有する。

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、第一中教育職員免許法第十七条の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者であつて、平成十五年三月三十一日までの間ににおいて文部科学省令で定める情報を有する。

の教科に関する講習を修了したものには、当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き、第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第五条第一項本文の規定にかわらず、新法に規定する高等学校教諭の教科についての一種免許状を授与することができる。

一 第一条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)の規定により、前号に掲げる

数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教科又は教科の領域の一部に係る事項で旧法第十六条の四第一項の文部省令で定めるもの(文部科学省令で定めるものに限る。)について高等学校教諭の普通免許状の交付又は授与を受けている者

状の授与を受けている者

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の規定により、前号に掲げる教科について高等学校教諭の普通免許状の交付又は授与を受けている者

この法律の施行の際現に旧法又は教育職員免許法施行法の規定により公民、看護又は家庭の教科について高等学校教諭の普通免許状の授与又は交付を受けている者であつて、平成十五年三月三十一日までの間ににおいて文部科学省令で定める福祉の教科に関する講習を修了したものには、当該普通免許状が失効した場合を除き、新法第五条第一項本文の規定にかかるらず、新法に規定する高等学校教諭の福祉の教科についての一種免許状を授与することができる。

旧法別表第三備考第六号の規定は、平成十六年三月三十一日までの間、新法別表第三、別表第六又は別表第七の規定によりこれらの中の第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの表の第三欄に定める最低在職年数を満たしている者である場合について、なおその効力を有する。

旧法別表第五備考第四号の規定は、平成十六年三月三十一日までの間、新法別表第五の規定により同表第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの表の第三欄に定める最低在職年数を満たしている者である場合について、なおその効力を有する。

旧法第十一条第二項の規定は、施行日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十二条ただし書による

規定期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則の規定により、前号に掲げる

手続その他の行為であつて、改訂後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項、第六条第二項及び第九条第二項の改正規定、第十六条の四の四次に一条を加える改正規定、附則の改正規定、別表の改正規定(別表第三備考第八号の改正規定を除く。)並びに附則第三条の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

旧法別表第五備考第四号の規定は、平成十六年三月三十一日までの間、新法別表第五の規定により同表第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの表の第三欄に定める最低在職年数を満たしている者である場合について、なおその効力を有する。

旧法第十一条第二項の規定は、施行日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用する。

新法第十二条ただし書による

規定期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(教育職員免許法の一改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に国立の学校の教員であつて、第七条の規定による改正前の教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失つた者に対する同法第五条第一項第五号及び第十条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

り施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一二月二二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

新法第十一条第二項の規定は、施行日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十二条ただし書による

規定期間内において政令で定める日から施行する。

新法第十一条第二項の規定は、施行日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用する。

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十二年四月一日</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一号の規定 (教育職員免許法附則第五項の表備考第一号の改正規定及び同法附則第十号の改正規定 (後段を加える部分を除く。) に限る。) 公布の日</p> <p>二 第一条の規定 (教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに同法第十九条から第十九条までの規定 平成二十四年四月一日</p>
<p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一号の規定 (教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに同法第十九条から第十九条までの規定 平成二十四年四月一日</p>	<p>附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(義務教育学校の設置のため必要な行為)</p>
<p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一号の規定 (教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに同法第十九条から第十九条までの規定 平成二十四年四月一日</p>	<p>附 則 (平成二八年五月二十日法律第四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年一月二八日法律第八号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一号の規定 (教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに同法第十九条から第十九条までの規定 平成二十四年四月一日</p>	<p>附 則 (平成二九年一月三一日法律第一号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(教育職員免許法の一部改正による経過措置)</p>

三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならぬ（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の要所資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校的教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別

表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)。

免許状の種類	別表第二（第五条関係）	
	第一欄	第二欄
格	所要資	基礎資格

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

九 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大學の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目的単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

<p>一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。</p> <p>四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し</p>	<p>口 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。</td> </tr> </table>	ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。
ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。		

備考	別表第三（第六条関係）			
	第一欄 種類 受けようとする免許状の種類	第二欄 資格 所要	第三欄	第四欄
一 第二欄の「学士の学位を有すること」とは、学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。	種類 許可してある第 教諭の助 教員の免 じい欄	有する ことを 必要と する第 一欄に 掲げら る。当該 学園に ある第 三欄に 掲げら る各免 許に定 められた 後、得し ては前 期課程 学校の義 務教科は 	第二欄 に定め る各免 許に定 められた 後、得し ては前 期課程 学校の義 務教科は は前期 育され る。教科 は後期 学校の義 務教科は は後期 課程	第二欄 に定め る各免 許に定 められた 後、得し ては前 期課程 学校の義 務教科は は前期 育され る。教科 は後期 学校の義 務教科は は後期 課程
二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。	種類 の免 じい欄	有する ことを 必要と する第 一欄に 掲げら る各免 許に定 められた 後、得し ては前 期課程 学校の義 務教科は 	第二欄 に定め る各免 許に定 められた 後、得し ては前 期課程 学校の義 務教科は は前期 育され る。教科 は後期 学校の義 務教科は は後期 課程	第二欄 に定め る各免 許に定 められた 後、得し ては前 期課程 学校の義 務教科は は前期 育され る。教科 は後期 学校の義 務教科は は後期 課程

備考	教諭		中学校教		論		中学校教		教諭		高等学校		備考
	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	
一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする）。	五	三	三	六	五	三	三	六	四	四五	四五	四五	二六
二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁と、私立学校の教員についても同様とする。	四五	二五	一五	四五	二五	一五	四五	二五	一五	四五	四五	四五	二六

五一 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする）。第四欄の単位数（第四号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六の二、別表第七及び別表第八の第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする）。

五一 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、第三欄に定めた最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合は、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする）。

五一 第三欄の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員についてはその私立学校を設置する学校法人等の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする）。

五一 第三欄の「第一欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第三欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。

五一 専修免許状に係る第四欄に定める単位数において修得するものとする（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする）。

備考	教諭		中学校教		論		中学校教		教諭		高等学校		備考
	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	
一 学力の検定は、第三欄によるものとする。	五	三	三	六	五	三	三	六	四	四五	四五	四五	二六
二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。	四五	二四	四八	一二	五二	二八	一二	五二	二八	一二	五二	二八	二六

備考	教諭		中学校教		論		中学校教		教諭		高等学校		備考
	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	状	免許	
一 学力の検定は、第三欄によるものとする。	五	三	三	六	五	三	三	六	四	四五	四五	四五	二六
二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。	四五	二四	四八	一二	五二	二八	一二	五二	二八	一二	五二	二八	二六

五一 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄に定める単位数は、短大の課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする）。

五一 文部科学大臣は、第六号の規定による認定に関する事務を機関に行わせるものとする日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかるわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

十一 文部科学大臣は、第六号の規定による認定に関する事務を行わせるものとする（別表第四から別表第八までの場合においても同様とする）。

十一 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかるわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

十一 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかるわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

十一 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかるわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

十一 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかるわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

十一 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかるわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

十一 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかるわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

		中学校において職業実習をする	教諭担任する	中学校に
状免二 許種		状免一 許種	状免專 許修	
口 上大学に二年以 上在学し、職業実 習に関する学科を 専攻して、三年以 上その学科に関す ること。	イ 大学において 職業実習に関する 学科を専攻して、 一年以上その 学科に関する実地 の経験を有し、技 術優秀と認められ ること。	第一欄に掲げる教 諭の二種免許状を 取得した後、三年 以上中学校において 職業実習を担任す る旨の実務證明責 任者の証明を有す ること。	第一欄に掲げる教 諭の一種免許状を 取得した後、三年 以上中学校（義務 教育学校の後期課 程、中等教育学校 の前期課程及び特 別支援学校の中學 部を含む。以下こ の欄において同じ。） において職業実習を 担任する教員として 良好な成績で勤務し た旨の実務證明責任 者の証明を有するこ と。	第一欄に掲げる教 諭の一種免許状を 取得した後、三年 以上中学校（義務 教育学校の後期課 程、中等教育学校 の前期課程及び特 別支援学校の中學 部を含む。以下こ の欄において同じ。） において職業実習を 担任する教員として 良好な成績で勤務し た旨の実務證明責任 者の証明を有するこ と。
		一五	一五	数単最す 位低ると

備考	教養護				種類の養助教論の免許状				
	二種免許状	一種免許状	二種免許状	専修免					
許臨時免	許状	二種免	許状	一種免	六	三	三	職年数	最高とを有する者をの責務旨務績好し教養論養幹養た後、 低す必有証任証のしでて諭護又護論、主さを教諭、か護後、 在る要とす明者明実た勤成良と助は教
三 第二欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部科学省令で定める者を含むものとし、その者についての二種免許状の項第三欄及び第四欄の規定のとすると。	三〇	二〇	一五	位数	最高とを有する修お機論養護定すの臣科は大學後、 低す必得い開養護の指大部又 單る要とすてに成教る				

の適用については、当該文部科学省令で定め
る者となつたことをもつて臨時免許状の取得

を満たすものとみなし、同項第四欄中「四〇」にあるのは、「八」と読み替えるものとする。

許状の普通免

備考	教諭		栄養		類 受けようとする免許状の種 資格所要	第一欄	別表第六の二(第六条関係)	
	状免一 許種	状免專 許修	有する ことを 必要と することを 定める各 免許状を 取得した 後、栄養 の指導及 び管理を つかさど る主幹教 諭又は栄 養教諭と して良好 な勤務成 績で勤務 した旨の 実務證明 責任者の 證明を有 すること を必要と する最低 在職年数	第二欄	第三欄			
	許状 二種免	許状 一種免						
	三	三						
	四〇	一五			位数 最低 単			

含むものとし、その者についての同欄の実務
証明責任者は、当該教育施設の設置者その他
の当該教育施設において勤務する者の勤務の
状況を確認できる者として文部科学省令で定
めるものとする。
二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校
教諭一種免許状の授与を受けようとする場合
又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校
教諭二種免許状の授与を受けようとする場合
の免許状に係る教科については、文部科学省
令で定める。